

國學院大學学術情報リポジトリ

明治初期における教導職の「敬神愛国」観

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001984

明治初期における教導職の「敬神愛国」観

藤田大誠

要旨

明治維新时期から明治十年代にかけての宣教使官員並びに教導職による「大教宣布運動」は、明治十五年創立の皇典講究所、さらには同所を母体とする明治二十三年設置の國學院の校史研究において、「前史」として位置付けられてきた。しかし、「大教宣布運動」の担ひ手となつた宣教使官員、或いは教導職に任命された神道家・国学者各人の人物像や、実際の神道思想・神学等の「教義」、または「国家」観、「国民」観などの実際については、未だ考察の余地が多い。現在、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンターの「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクトでは、「三条教則」の衍義書をはじめとする教導職による著作群などの一大コレクションを有する國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター河野博士記念室（河野省三博士記念文庫）の所蔵資料〔國學院大學学長を務めた河野省三のコレクション〕を検討してゐる。その研究の一環として位置付けられてゐる本稿においては、「河野博士記念室」所蔵資料を数多く翻刻した三宅守常の労作『三条衍義書資料集』同資料集上・下巻の所載資料について網羅的に検討する中で、随時、國學院大學図書館の所蔵資料（学術資産）や独自に蒐集した関係資料等の考察も加味しながら、明治初期の宣教使や教導職における、「国民教化」のためのテキストの変遷やその内容に注目した。なほ、明治初期における教導職の「敬神愛国」観について検討する場合の資料は、「三条教則衍義書」をはじめ、「十一兼題」のうちの「愛国ノ説」に関する解説など、枚挙に暇が無いほどあるが、これらを検討した研究はさほどある訳では無い。また、神道家や仏教者による「敬神」観の考察は比較的多くあるため、本稿では、主に神道・国学系教導職の「愛国」観の一部を紹介し、「大教宣布運動」と皇典講究所・國學院における神道・国学との「連続面」に注目した。

キーワード

大教宣布運動、教導職、敬神愛国、三条教則、ナショナリズム

一 はじめに

明治十五年創立の皇典講究所、さらには同所を母体とする同二十三年設置の國學院（後の國學院大學）の校史研究において、維新时期から明治十年代にかけての宣教使官員並びに教導職による「大教宣布運動」は、創立の前提となる「前史」に位置付けられてきたといへよう。¹⁾しかし、「大教宣布運動」の担ひ手である宣教使官員、或いは教導職に任命された神道家・国学者各人の人物像や、実際の神道思想・神学等の「教義」、または「国家」観、「国民」観などの実際については、未だ考察の余地が頗る多いと言はざるを得ない。

この「大教宣布運動」といふ神道人・国学者による「国民教化」の経験とは、皇典講究所・國學院における神道・国学にとつて、或いは近代の神社神道・教派神道や「近代国学」にとつても、「前史」における特質を継承してその性格を基礎付けた部分（連続面）と、その時期の反省や変容によつて新たな展開が導き出された部分―その最大のものは「祭神論争」の反省に立つた「神社非宗教」論による「祭・教・学（祭祀・宗教・学問）の分離」―の部分（変容面）の両面があつたはずだが、かかる両面を見据えた総合的な視野から試みられる研究は、これまで余り見られなかつたと言つて良いと思はれる。²⁾

このやうなアプローチを意識して具体的な考察を行ふ場合には、やはり、当の皇典講究所・國學院による蒐書、即ち現在に至るまで國學院大學の〈學術資産〉として蓄積されてきた関係諸資料の検討が有効であるといへよう。

実際、宣教使並びに教導職に関する國學院大學の學術資産は豊富に存在してをり、図書館所蔵の資料としては、例へば小野述信の自筆奥書を有する『神教要旨』をはじめ、大國隆正『神祇官宣教使御用掛諸控』、『田中知邦手記及び雜記』、松野勇雄『善惡論』、『堀秀成講録』等があり、とりわけ、版本のみならず、國學院大學にしか所蔵されてゐない自筆草稿資料をも含んだ、一人の宣教使官員・教導職の纏まつた関係資料の代表的なものとしては、神祇官宣教使・教部省などの下級・中堅の神祇・宗教行政関係官僚、或いは神職・教導職として長期に亙り活動してゐた国学者・常世長胤の関係資料が挙げられ、筆者も少しづつではあるが、その資料翻刻や具体的な検討を進めてゐるところである。⁽³⁾

また、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンターの「國學院の學術資産に見るモノと心」研究プロジェクトにおいては、「三条教則」の衍義書をはじめとする教導職による著作群などの一大コレクションを有してゐる國學院大學研究開発推進機構校史・學術資産研究センター河野博士記念室（河野省三博士記念文庫）の膨大な所蔵資料（國學院大學学長を務めた河野省三のコレクション⁽⁴⁾）について検討を進めてをり、研究開発推進機構のボスドク（PD）研究員である戸浪裕之や宮本誉士が精力的に研究成果を公表してゐる。⁽⁵⁾

さらに、特筆すべきこととして、國學院大學伝統文化リサーチセンター客員教授の三宅守常は、長年続けて来た三条教則の衍義書に関する基礎的な調査・資料翻刻・研究の成果を一書に纏め、たいへんな労作である『三条衍義書資料集』上・下巻⁽⁶⁾を平成十九年に刊行したが、その検討対象の中核であり、大部分を占めてゐるのが「河野博士記念室」の所蔵資料であつた。

この画期的な資料集は、先述の戸浪や宮本の論文においても使用されてゐ

る如く、今後の教導職や「三条教則」に関する研究の進展に大きく寄与するものといへるが、本稿においては、同資料集上・下巻の所載資料について網羅的に検討する中で、随時、國學院大學図書館の所蔵資料（學術資産）や独自に蒐集した関係資料等の考察も加味しながら、明治初期の宣教使や教導職における、「国民教化」のためのテキストの変遷やその内容に注目したいと考へる。

但し、筆者自身は、現在においても当該問題に対する検討資料の不足を感じてゐるとともに、宣教使や教導職に対する制度変遷の流れと、個々の人々の記述したテキストの内容・言説の変遷を総合する枠組みの提示や意味づけを行ひ得るほどの視野を未だ持ち合はせてゐるとはいへない。

その意味で本稿はあくまでも中間報告でしかないのだが、具体的な試みとして、「三条教則」の冒頭の項目である「敬神愛国」のうち、特に「愛国」といふ近現代日本のナショナリズムに深く関するチームに着目したいと思ふ。すでに先学が指摘してきたことも多いが、この「愛国」といふ語がいつ頃から国民教化の場へ導入されたのかについて、改めて若干の史料を補足して辿り、さらに「大教宣布運動」の担ひ手である教導職がどのやうに「愛国」を説明したのかについて、神道人・国学者の作成したテキストを中心にいくつか紹介し、その特徴を抽出したいと考へる。

二 明治初期の「教導職とナショナリズム」といふ問題

近現代日本のナショナリズムを検討する際、必ず念頭に浮かんで来るチームの一つが「愛国」（愛国心、愛国主義、愛国思想、等）であるが、とりわけこの語は「政教分離」「教育と宗教の分離」により「非宗教」として「世俗化」された学校教育との関連で主に論じられて来たといへよう。

近年では、「忠君愛国」論の形成過程を具に検討した労作である坂口茂『近代日本の愛国思想教育（上巻）』⁽⁷⁾や、「明治憲法体制」における忠誠観念の間

題について、その代表的な定型表現である「忠君愛国」に焦点を合せて考察した嘉戸一将「忠君」と「愛国」——明治憲法体制における「明治の精神」——などの研究があるが、いづれも「忠君」と「愛国」の接合過程に注目してゐる。しかし、前者は狭義の学校教育史的アプローチに徹し、後者は著名な啓蒙思想家や政治家などの言説を対象にしたことから、「国民」形成における神道や宗教の役割、つまり近代日本の神道・宗教とナショナリズムについての言及は殆ど無く、明治初期の記述も薄いものであった。

一方、「学校教育が他の類似した「国民」形成の回路とどう差異化され、独立した社会的機能を期待されてゆくのか」を考察するために「教育史に宗教学史を重ね合わせる複眼的な視角」を打ち出した谷川穰は、「明治前期という「教」の時代——教育、教化、宗教（仏教）の「交錯」する時代——の再考察」の必要性を提唱し、明治初期の地方における神職・僧侶らによる「民衆教化政策」即ち「教導職と教育」を主たる研究対象の一つとして、《近代日本の学校「教育」は宗教者の民衆「教化」と「仏教」とを（踏み台）にすることで定着した》と結論付けた。⁹⁾

また、牧原憲夫は、「宮崎の中教院開設式にやってきた人びとは「敬神愛国」というコトバを知り、教導職の説教を面白半分に聞くなかで、天皇、国家、報国心といった事柄に、接触した。民権演説会・運動会の「自由」「権利」と同じである。」と指摘し、「祝祭化」お祭騒ぎという回路の事例として、「国民教化」としての教導職による「大教宣布運動」に注目してゐる。

そして山室信一は早くから、次のやうに指摘してゐた。¹⁰⁾

こうした民衆レベルの娯楽＝教育の場合（発表者注）寄席や講釈場、新聞解話会など）とは別に明治政府は国民形成のためにネイションワイドな一大プロパガンダ運動を展開しています。大教宣布運動がそれです。従来この運動につきましてはその支柱となった「敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事」「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事」といった『三条の教憲』ゆえに復古的な反動イデオロギーの注入という点だけが指摘されてきました

が、右にあげた点でも愛国ということや法律遵守といった国民形成につながるものが教えられ、さらに『三条の教憲』を具体化した『十七兼題』には万国交際、政体沿革、国法民法などの事項がカリキュラムとして採り入れられていたことにも注意する必要があるように思われます（中略）もちろん、その教化内容は、国教という宗教と教育とが混在したものでしたから、ヨーロッパの政教分離という原則を学んだ島地黙雷らの批判に対抗できず大教院は廃止されていきますが、教導職自体は明治十七年まで存続しています。

つまり、以上の指摘を踏まへるならば、「教導職とナショナリズム」といふ問題設定は十分に可能だと思はれるのである。

なほ、教導職の「国体論」や「国制論」に関しては、大原康男や奥田晴樹などの研究があるものの、その研究は端緒に着いたばかりといへよう。¹²⁾

三 教導職の「敬神愛国」観に関する先行業績

「三条教則」は、大教宣布運動（一種の社会教育）の基本方針で、日本の国柄を示した三原則であり（敬神愛国、天理人道、皇上奉戴・朝旨遵守）、三宅守常のやうに、「近代日本初の国民生活上の道德基準を明示した一種の倫理的ガイドライン（倫理指針）」と定義する研究者もある。¹³⁾ この「三条教則」に示された、「敬神」と「愛国」の接合による用語「敬神愛国」に注目し、神職や僧侶が兼ねた「教導職」の「敬神愛国」観を検討することは、神道・宗教とナショナリズムの関係を考察する上で、必要不可欠な作業といへよう。

「敬神愛国」の「敬神」については、すでに大林正昭の「教導職の説教における「敬神」の構造」といふ論考や、三宅守常の諸研究がある。とりわけ三宅は、「三条教則衍義書（解説書）」においては、神道・仏教・石門心学など各々の立場から「敬神」における神観念の内容が様々に解釈されてをり、それらは大きくA群＝天神造化説、B群＝非天神造化説、C群＝その他に分

類され、それぞれの見解にはかなりの温度差があるとし、また、特に仏教系
衍義書に関しては、神道的解釈に対する「受容」「批判」「区別」「会通」の四類
型に整理できることを指摘してゐる。⁽¹⁵⁾

一方で「愛国」については、早く戦前に國學院大學教授の河野省三が、簡
潔ではあるが明治史を俯瞰する中で次のやうに位置付けてゐる。⁽¹⁶⁾

明治初年の教化運動に於ける指導原理であつた敬神愛国の精神は、欧米
の生活乃至思想の影響が濃くなるにつれて固有の敬神觀念の方は漸次薄
弱となり、愛国思想の方は著しく其の内容を異にして来たからして、自
ら惟神の信念も皇道の思想も、社会の表面に現はれないやうになつた。

勿論、明治二十年前後に国粹思想の擡頭、東洋精神の復活といふ部分的
現象が世の注目を惹き、明治十五年ごろから二十三年頃にかけて、明
治初年に於ける敬神愛国の精神を復活し、或は新しい時代に即した敬神
愛国の信念を高めようとする運動もあつたのであつて、上層識者や神道
家の間に神祇官復興の運動も起り、殊に、教育勅語御渙発の後、愛国精
神の権化井上毅が某大官に宛てた書中には神祇院設立の文字さへも見え
てをるのであるが、広く此の敬神愛国の精神が力強く国民意識として復
活して来たのは、日露戦争後、戊申詔書が渙発せられ、国民道德が教育
上の重要な位置を占めて来た明治の末期である。

また、戦後、日本の「愛国心」概念の変遷を詳しく考察した平田俊春は、
次のやうに結論付けた。⁽¹⁷⁾

むすび 以上の如くにして、愛国の語はわが国に古代にあり、愛国心の
言葉や觀念も近世に若干見られるが、一般には殆んど行われず、鶴峯戊
申の「赤心愛国」が明治五年の「敬神愛国」の運動の原理として採用さ
れ、初めて流布するに至り、明治七年に「愛国心」の言葉とその觀念が
明確に成立したことが明らかになった。しかしてそれは二つの立場に分
かれ、一は伝統的な報国心を受け、一は洋学者の報国心を受けている。

前者は君臣の大義を原理として王政復古に大きな働きをなし、後者は自

由民主主義を原理として近代国家の推進力となろうとするものである。
明治以後、それ／＼が「真ノ愛国心」であるとして、きびしく対立した。
その対立は政府自体の中に存し、教部省と文部省が、それ／＼の立場で
教育と、布教を推進した。文明開化による富国強兵を目ざした政府の大
勢としては後者を原則的にとりつつ、前者の伝統と調和して、新しい国
作りを漸進的に建設していこうとして、外国の政体をそのままとりいれ
て直ちに改革をしようとする在野の急進論者との間に、はげしい対立が
起つた。前者の原理はこのやうな時代の大勢におされてはいたが、王政
復古の原動力としてこれを墨守し、あくまで天皇親政の形を実現しよう
として、前原一誠や西郷隆盛が野にあつて大きな勢力を維持し、政府を
脅かしていた。二つの対峙する愛国心は、このような国内の現実と相応
じつつ、反政府的な点においては立場を一にし、互に協力する勢いをさ
え示した。西南の役はこうして起り、それはまたこのやうな愛国心の対
立の統一に転機を与えるに至つたが、これについては稿を新たに述
べる。

なほ、古代から近代までの「愛国」観を通観したこの平田論文は、当該問
題を考へる上で欠かすことの出来ない先駆的業績であると思はれるが、これ
まで平田論文に言及してゐる研究は殆どない。それは、教導職の「敬神愛国」
観を検討した数少ない先行研究の中で最も委曲を尽してゐる羽賀祥二の論文
「明治前期における愛国思想の形成」⁽¹⁸⁾においても同様である。また、羽賀論
文には、教導職の著作をリストアップした先駆的研究を残し、諸先学から教
導職や三条教則を考へる上で起点とされてきた河野省三への言及も無い。⁽¹⁹⁾

ただ、やはり羽賀論文は、当該問題を考へる際には、必ず踏まへなければ
ならない重要な研究であることは間違ひない。羽賀は、豊富な教導職関係資
料を存分に駆使して分析を加へ、次のやうな見通しを提示してゐる。

敬神愛国思想は、宗教性（キリスト教・仏教と同一次元で議論されるも
の、すなわち宗教としての神道）を内包する敬神と国家独立への意志を

示す愛国との接合として形成されたが、教導職（神官・僧侶）によってさまざまな解釈が試みられ、また仏教側からはそれを批判する論調が生み出された。その批判の背景には啓蒙主義的な愛国論や西欧から輸入された政教分離論があったが、そこで新しく提起された愛国論は、民権派の愛国論に近似する内容をもつに至った。他方、そうした愛国論に対抗して明治十年代以降の展開とは無縁ではない。敬神の再検討という宗教政策の転換の過程で、それまでの宗教性を内包した敬神愛国思想は教派神道へ継承された。他方では神社への崇敬・祖先崇拜という内容を付与され、非宗教化された敬神は、「徳」としての尊王愛国論と結合し、国民道徳としての敬神・尊王・愛国が提唱されていったのである。⁽²⁰⁾さらに、次のやうに結論付けてゐる。

国民教化政策と明治会とは同じく、敬神・尊王・愛国を綱領として掲げた。前者の提起した敬神愛国思想は、多様に解釈されてゆき、また他方では根底的な批判をあげたが、恩の論理の克服、「国家保護ノ権」に立脚する愛国の内実化、敬神のもつ宗教性の否定という過程を経ることで、明治会的思想へ帰着した。キリスト教への切迫した危機感を背景に、神道、仏教、儒教を総動員するための国家教法として打ち出された三条教則は、けっして否定されたわけではなく、さまざまな側面からの再検討を通じて調整され、また祖先崇拜の観念を導入することで整序され、憲法——教育勅語の国家体制のもとに、新たな装いで再登場したのである。⁽²¹⁾本稿においては、到底、このやうに羽賀が指摘する結論の時期の検討まで至らないものの、以上のやうな先行業績に導かれつつ検討したいと考へる。

四 浦上キリシタン流配事件と津和野派国学者

慶應三年（一八六七）六月、未だ幕府支配下の長崎奉行による浦上キリシタン六十八人の捕縛に端を発した「耶蘇教徒処分問題」（浦上キリシタン流配

事件）は、当該問題を幕府から持ち越された維新政府の対キリスト教政策を「弾圧」から「教化」へと転換させることとなった。⁽²²⁾

この辺りの事情は、「大教宣布運動」の出発点に当たするため、先行業績を参照することによって簡単に整理して置きたい。⁽²³⁾

慶應四年四月二十三日、「浦上村異教蔓延御処置之儀」に関する諮問に際し、概ね「嚴刑」を主張する者が多い中、津和野藩主・亀井茲監と藩士・福羽美静は、あくまでも「皇国固有之大道」によつて「御教諭」すべきと回答した。この前提には、亀井と福羽の師・大國隆正が外教への寛容を有してゐたことがあつたとされる。⁽²⁴⁾同年五月二十一日以降、浦上信徒は山口（六十六名）・津和野（二十八名）・福山（二十名）三藩に預託される（第一次流配）。とりわけ山口藩では、小野述信（儒者）、尾古主計・潮見清頼（神職）が「切支丹宗人民教諭掛」に任命され、説諭を担当、全員の改心が達成された。⁽²⁵⁾

明治二年（一八六九）五月には、戊辰戦争終了（箱館五稜郭陥落）を受けて、外国官知事に澤宣嘉、「耶蘇宗徒御処置取調掛」に佐々木高行（刑法官副知事）・渡辺昇（刑法官権弁事）、広沢真臣（参議）・福羽美静（神祇官判事）が任命される。同年十二月上旬、残る浦上信徒（約三千三百名前後）を北陸・東海・近畿・中国・四国・九州の二十藩に移送（第二次流配）。外圧や実際の信徒の実生活を目の当たりにした藩側の偏見の除去もあり、徹底的迫害とはならなかつた（但し小藩・津和野藩の被害者数は他藩に比べ多い）。

同四年四月、外務権大丞の楠本正隆・中野健明を各藩に派遣（巡見）した後、信徒の処遇が緩和（待遇改善）し、同五年二月に「改心者」の長崎への帰郷（解放）が実現する。さらに、「非改心者」の帰郷を提案した同六年一月九日付の山口県の伺に対する大蔵省の答申で「各自信仰の自由」を政府が抑制することを止めることを打ち出し、明治六年二月二十四日、キリスト教禁制を掲げた高札が撤去され、同年四月以降、諸県の二千名近い「非改心者」が長崎に帰郷する。

次に津和野藩の「説得大旨」⁽²⁶⁾（明治四年五月）を引いて置く。

説諭掛ノ者ヨリ兼々相諭シ候趣ハ先神典ノ尊キ旨ヲ示シ万物 産靈ノ神ノ靈妙ニヨリテ出来万事 天照大神ノ徳光ニヨラサルコトナキ道理ヲ尽シ飽マテ 皇位ノ重キヲ示シ責ルニ敬神尊 皇ノ大道ヲ以シ現世所業ノ善惡ニヨリテ幽罰ノ有無又高天原黄泉等ノ説ヲ以テ死後靈魂ノ苦楽迄ノ懇々ト説諭シヨク昭明スル我内国ノ大教ヲ余所ニシ却テ外来疎(詐カ)譌ノ説ヲ信スル事実ニ大道ニ違戾シ 天人ノ大刑ヲ可愛モノナリ然ルニ今寛宥ノ 御処置ニ預リ如此教誨ヲモ受ル事真ニ其身ノ大幸ナレハ速ニ悔悟改心シ一日モ早ク人道ノ本ニ立帰リ本ヲトシ尊フヘキヲ尊ヒ可申ト百万手ヲ尽シ説キ聞セ候事

「敬神尊 皇ノ大道」など、後年の三条教則を考へる上でも重要となる言葉の登場が目されるが、さらに、誓文や禊・大祓・日常の祝詞以外に、キリシタンにも共通する「祖先崇拜」を強く考慮してゐることは興味深い。⁽²⁷⁾

五 宣教使による「敬神」「尊王」「明倫」の重視

慶應三年十二月九日に「王政復古の号令」が渙発されると、慶應四年一月十七日に神祇事務科が置かれるが、二月三日には神祇事務局と改められた。さらに三月十三日には、所謂「祭政一致の布告」が出されて「神祇官御再興御造立」が公式に表明され、閏四月二十一日には神祇事務局を改組して太政官中に神祇官を置いた。

明治二年三月、教導局(教導取調局)が太政官に置かれるが、同七月八日制定(八月二十日改正)の職員令では、神祇官は太政官から特立して神祇伯の職掌に「監宣教」が加へられ、一方では「掌宣布大教」を掌管する宣教使も記載された。同年十月九日には宣教使が神祇官の附接となり、翌三年正月三日には「鎮祭詔」並びに「宣布大教詔」が発せられたが、天皇の不予のため右大臣・三条実美が神祇官神殿において代拝した後、宣教開講の式が執り行はれ、大教殿において三条が先の二つの詔を読み、宣教使官員による講義

が行はれた。⁽²⁸⁾

参議・広沢真臣の後ろ盾のもと、一貫して初期教導機関の中心的立場にゐた長州藩出身の儒者である宣教権判官(権神祇大祐)・小野述信が明治二年六月に作成した『神教要旨』⁽²⁹⁾では、「敬神」「明倫」(五倫等の儒教的綱目)の二つを「神教之綱」としてゐたが、一方、明治三年の「大教要旨」の綱目は「敬神」「尊王」に収斂されるなど、宣教使内で強調点の相違があつた。⁽³¹⁾

しかし、先述した宣教開講式後の講義で権中宣教使・伊能穎則が「人倫」、同・本居豊穎が「敬神尊王大意」と題し、また、権少主典・田中知邦が宣教使規則案で「敬神尊王明倫之大綱」を重視したやうに、⁽³²⁾概ね宣教使の国民教導は「敬神」「尊王」「明倫」に集約されるものであつた。明治四年七月四日に出された「大教ノ旨要」(太政官達第三二二六)においても、「大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ効シ以テ 朝廷ニ奉事セシムルニアリ」(即ち敬神・明倫・尊皇)とされた。

六 神仏合同教化の方針と「愛国」概念の萌芽

しかし、宣教使は何ら成果を挙げ得ないまま、明治四年七月の廃藩置県を機に国民教化運動も新たな展開を迎へる。同時期の民部省廃止に伴ふ寺院寮消滅といふ事態に対応した西本願寺の島地黙雷は、同年九月、「宣教ノ官興シヨリ今ニ三年、臣未タ親ク其説ヲ聞カスト云ヘトモ、私ニ以為ク、必ス儒仏ニ教ヲ仮ラス、直ニ神聖ノ道ヲ教ユル者ナラン。此誠ニ国体ノ嚮フ所、理ニ於テハ固リ間然スル所ナシ。只教化ノ用愚民ヲ導クニ在レハ、其事ニ於テハ未タ当ヲ得サラン歟。」と現状を批判した上で、「政教ノ相離ルヘカラサル、固リ輪翼ノ如シ。」つまり「政教相扶」という認識を示して、「宣教ノ官ニ換ルニ総シテ教義ヲ督スルノ官ヲ以テシ僧侶ヲ督止シテ布教ノ任ニ充テテ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言」⁽³³⁾を出すが、これは実質的な「教部省開設請願書」であつた。

また、同年九月、大原重徳が岩倉具視に提出した「異宗防御ニ付見込」の中では、「法教トハ神儒仏コレナリ」とした上で、「社寺ノ雄ナルモノ」に「宣教司」を置き、「宣教司ハ、社司・寺僧ヲ論ゼズ、徳実温厚、推誠善論ヨク人ヲ感服セシムル者其撰ニ当ツベシ」、「天下ノ社寺悉ク宣教会ヲ設ケ」といふ教導職の先駆となる講想を披歴した。さらに、すでに羽賀祥二も指摘してゐるが、ここでは、「夫国家保護ノ権ハ各国同ク自有スル所ニシテ、交際・学問・教法皆此内ヨリ出ヅ。我レ吾制度ヲ立、吾教法ヲ宣、以テ吾国家ヲ保護ス。」と述べられてゐた。⁽³⁵⁾

そして、先の島地の建言が大きな影響を与へ、恐らく左院副議長・江藤新平が参議・木戸孝允や神祇大輔・福羽美静らと協議した後、⁽³⁶⁾同年十月四日に左院から太政官正院宛に出された寺院省設置建議⁽³⁷⁾では、「宣教使モ担当仏徒モ尽力有之度は故ニ今寺院省ヲ設ケラレ左ノ如キ目的ヲ以テ諸宗夫々相奉シ人民教化致シ候様有之度存候」として、「奉敬神祇候事」君臣ノ大倫ヲ明ニスヘキ事「国家ヲ保護シ忠愛ノ心ヲ存スヘキ事」の三つの大綱を挙げた。⁽³⁸⁾

これは、後の先の宣教使規則案と「三条教則」(敬神愛国、天理人道、皇上奉戴・朝旨遵守)の言葉で表現するなら、「敬神」天理人道(明倫)、皇上奉戴・朝旨遵守(尊皇)「愛国」の原型とでもいふべきものであらう。ここで宣教使では無かつた「愛国」概念の萌芽が現れたのである。⁽³⁹⁾つまり「愛国」は、これまでの神道家・儒者に加へ、新たに仏教勢力の国民教化参入の方針を決定する際に導入された新しい綱目なのであつた。

この変化について、平田俊春は、明治四年七月の廢藩置県後、ボンヌ著・箕作鱗祥訳『泰西勸善訓蒙』やチャンプル著・福沢諭吉訳『童蒙をしへ草』などの啓蒙思想家による修身教材における新しい「報国志(心)」の観念と通じるものと指摘してゐる。⁽⁴⁰⁾

七 教部省の成立と三条教則による「敬神愛国」概念の成立

寺院省設置建言は実施されなかつたが、同年十二月二十二日に左院から「教部省設置建議」⁽⁴¹⁾が提出され、「教部省ヲ置キ道学ニ属スル在来ノ諸教道ノ事務ヲ総管セシメ神教及ヒ儒佛共各教正ヲ置キ生徒ヲ教育シ人民ヲ善導セシムヘシ凡中外ノ宗門甚多シテ其邪正ヲ取捨スルハ至テ重事トス然ルニ宗教ヲ遵奉シ一家一身ヲ托シ祈ルハ彼我共ニ免レサルノ民情ナリ故ニ我政府ヨリ設ケ置ク所ノ法律ニ違犯スルノ宗教アラハ断然之レヲ裁除スルノ権力有ラシムヘキ事」を求めた。これは、「天御中主神ハ開元造化ノ主神ニシテ 天照太神ハ我 皇上ノ祖神爾来数千百年 皇統連綿絶ヘスシテ今日ニ至ハ是我国体ノ万邦ニ卓絶スル所以ナリ」と福羽美静ら神祇省首脳の天照大神一辺倒の神学とは異なる左院中議官・伊知地正治ら薩摩派国学者の神学をも盛り込んでゐるが、狐塚裕子に拠れば、この前提にあると目されるのが、江藤新平の「教部云々之議」であり、教部省設置、宣教趣旨、祭政一致の徹底化、神宮東京遷座案などに関しては「教部省設置建議」の内容と殆ど一致してゐる。⁽⁴²⁾

注目すべきは、「教部省を設け起きて道学諸教化の事を掌どらせらるべし。人民教育の事は既に文部省ありて事足れるが如しと雖ども、道芸其科を異にするときは別に教部を立ざる事を得ず。(中略)道学教化の事は惟神道を以大いに貫く事当然と雖も、前に陳ずる如く耶蘇教浸々迫る勢の時に当て、迎も我人民を化育する事急に及ぶ不能なり。因て儒仏と力を併せ以て我人民を教導し、善を奨め惡を戒め、心を正くし意を誠にせしめて人の人たるべき道を行かしむ。」とあつて、「道学」を教化する場として「教部省」を考へてゐたことが知られる。⁽⁴³⁾

そもそも江藤は、「学ハ道藝ノ二科」として、「道学ハ国家ノ大本、人生ノ大道ナリ、(中略)此ノ学科 皇国ハ 神道アリ、是ニヨリ人々崇敬スル處及ヒ身ヲ脩ムルノ方嚮ヲ確定スルモノ也(後略)」、「(前略)夫藝学ハ孔子四

科ノ教ヘアリ、六藝ノ科アリ、共ニ倫理ヲ維持スルノ羽翼ナリ、其羽翼ニ至テハ百能百藝ノ事ニシテ、人々智ヲ弘メ識ヲ精スルモノナリ（後略）⁽⁴⁴⁾とする学問觀を有してゐたのである。

しかし、明治五年正月十八日には、三条実美による太政官正院の外務卿・兵部大輔・文部卿への垂問があつたが、その別冊であつた左院建議を前提とする正院の取調書は、「教法ハ民ノ好尚スル處ヲ自擇信徒セシメ」とあつて左院建議よりも神道色が薄く、「全国社寺ノ教義ヲ講明シ教説ヲ稽查スルヲ掌ル」とした「明教寮」を構想した。その後も紆余曲折はあつたが、結局、明治五年三月十四日、神祇省は廃され、教部省が設置された（太政官布告第八十二号）。

江藤新平は教部省御用掛となつた。ここに「教義ニ關係スル一切ノ事務ヲ統理スルヲ掌ル」（教部省事務章程）本格的な宗教行政官衙が誕生したのである。さらに同月二十三日には「祭事祀典自今式部寮ニ於テ執行候事」（太政官布告第九十二号）とされた。

また、嵯峨実愛・福羽美静・江藤新平という教部省首脳が正院に提出した、「教導職制同教諭案文同附布告伺」⁽⁴⁵⁾にある明治五年三月二十日付の「教導職ヘ相渡候草案」には、「第一 一敬神尊 皇之大旨ヲ可奉体事」「第二 一倫理ヲ可明事」「第三 一人民ヲシテ国家ヲ保護シ仁愛忠義ノ念を存養セシムヘキ事」（大教諭・大僧正の管轄事項のため第四、第五略）、「第六 一奉 朝旨人民ヲ教諭シ邪ヲ除キ善ニ導キ文明礼儀ニ至ラシメムヘキ事」とされ、「三条教則」の草案と見られる。⁽⁴⁶⁾

この際の際では、教導職は神仏別々に構想されてゐたが、正院は採用しなかつた。次いで四月二十五日には、神仏共通の大教正以下権訓導まで十四級の「教導職等級表」が提示されてこれを教部省管轄とし（太政官布告第百三十二号）、同月二十八日には、「第一條 一敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事」「第二條 一天理人道ヲ明ニスヘキ事」「第三條 一皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事」からなる教則三条（三条の教憲）に基づき教導職は説教等をなすべきこ

とが定められた。三月二十日の案から四月二十八日の「三条教則」の間に、第一條において「敬神」と「愛國」が結び付けられた理由は定かではないが、この間には高崎五六や伊地知正治が教部省御用掛となつて薩摩派の勢力が増したことが影響してゐると考へられてゐる。⁽⁴⁷⁾

八 大教院の展開と「国法」としての三条教則

明治五年五月末頃には、神仏合同布教（国民教導）の中心的機関たる大教院の設置が裁可された。⁽⁴⁸⁾これにより「祭祀」は太政官式部寮、「教法（教義並教派）」及び「神祇行政（+寺院行政）」は教部省、といふ一応の「祭教分離」（祭祀と教法の分離）体制が実現したのである。

「三条教則」そのものは、当初より「国教」或は「教法（宗教）」ではなく「国法」であると認識されてゐた。「吾カ国教ヲ創立シ或ハ外教ヲ排撃スル所以ノモノト世或ハ教部ノ旨趣ト教官ノ当務ヲ混同スルモノアラシム思フカ故ニ」、福羽美静の盟友で鳥取藩出身の国学者、教部大丞・門脇重綾が明治五年の七月頃までに記したものと見做される（門脇重綾は同年八月三日に歿しているため）「教部要説」⁽⁴⁹⁾では、「教部省ノ建ツヤ吾国法ノ要領ヲ挙テ以テ教導ノ規則トナサシム曰敬神愛國曰天理人道曰皇上朝旨ト此三章ヲ掲ケ百般ノ教道ヲ以テシテ治ク是ヲ海内ニ敷衍セシムルヲ要ス」「夫三章ハ国法也教法ニ非ルナリ」とした上で、教部省はあくまでも「施政ノ官」であり、「教義ヲ掌ル」のではなく、「教義ニ關スルノ政ヲ掌ル」ことが明確に表現されてをり、これが教部省とは別に「教官」即ち教導職の拠り所となる「半官半民」組織の大教院が成立する論理なのであつた。⁽⁵⁰⁾

さらに、教法としての「神道」と「仏道」に優劣を付けることはせず同列に扱つてゐるとともに、「夫教法ハ自由ニ就テ導ク乃束縛ス可カラサル也」といふやうに「信教の自由」を確保し、「三章」即ち「三条教則」の遵奉を条件として「神道数種」「仏道諸宗」の「自主自由」な国民教導を想定してを

り、この唯一つの教法に統一するものではないといふ点は、これまで明治八年五月の神仏合同布教の廃止に伴ふ大教院解散以後からと見做されてきた、所謂「日本型政教分離」⁽⁵¹⁾が、すでに明治五年の教部省設置当初の時点においてその構想が存在してゐたことを意味する。

しかし、神仏合同教化を担ふ教師育成の場として構想されてゐた大教院は、次第に神仏合同機関へと転化し、神道色を強めて「神主仏徒」の色を濃くして行く。当初の教部省首脳は、教部卿・嵯峨実愛、教部大輔・福羽美静、そして左院副議長の江藤新平が教部省御用掛兼勤という布陣であつたが、四月には左院の薩摩系官員である中議官・高崎五六と大議官・伊地知正治が教部省御用掛になり、江藤が司法卿任官とともに御用掛を免ぜられると、伊地知・高崎の「薩摩派」と福羽との対立が激化し、結局、五月二十四日に福羽が免官、伊地知・高崎の御用掛解任といふ「喧嘩両成敗」の処分に至る。

これ以後、教部省においては神道一辺倒の「薩摩派」神道家・国学者の勢力が伸張してくる。福羽の後任には、司法大輔だった長州出身の穴戸璣が教部大輔となるが、一方で薩摩藩出身者は、教部少輔の黒田清綱をはじめ、山之内時習や田中頼庸、山下政愛、後醍醐院真柱らが教部省の官員となつて行く。一方で前身の神祇省において福羽とともに活躍した教部大丞・門脇重綾が同年八月三日に亡くなり、十月の文部・教部両省の合併により文部卿・大木喬任が教部卿を兼任すると、小野述信や天野正世らが免官、浦田長民らも出仕を免ぜられることとなり、これで教部省の幹部クラスからは旧神祇省色がほぼ払拭された形となるのである。十一月二十四日には三島通庸が教部大丞に就任し、教部省における「薩摩派」の優位は動かなくなる。かうした背景が「神主仏徒」の大教院へと繋がつたのである。

九 田中頼庸『三條演義』『三則演義』『三則略説』

教導職の「敬神愛国」観、とりわけその「愛国」について検討する場合の

資料については、「三条教則衍義書」をはじめ、明治六年二月に「全国一般教育職へ布達」された「十一兼題」⁽⁵²⁾のうちの「愛国ノ説」に関する解説など、枚挙に暇が無いほどあるが、これらを検討した研究はさほどある訳では無い。また、これまで、近年当該研究を飛躍的に高めた前述の三宅守常編『三条教則衍義書資料集』をはじめ、神道家や仏教者による「敬神」観の考察は多いが、「愛国」観に重点をおいた研究は少ない。さらに、教導職の思想的・宗教的背景は神職・国学者・各宗僧侶・心学者・戯作者等々、極めて多種多様であることから、本稿では神道・国学系、或は神道講社に關係する教導職の「愛国」観の一部を紹介することによつて、その一端を窺ふこととしたい。

まづ、権少教正・田中頼庸の『三條演義』(明治六年四月)は、神道系の三条教則衍義書の中でも最も正統かつ標準的なものとされて他の衍義書にも大きな影響力を与へてゐた書といへるが、東京大学附属総合図書館に所蔵される国学者・小中村清矩の關係資料には、この『三條演義』の原型となる頼庸の二つの衍義書(『三則演義』『三則略説』)が綴られてゐる。

いづれも「神祇省野紙」に書かれてをり、「三則演義」の末尾には「右三則演義明治五年六月於教部省編輯課田中頼庸等所撰述也(傍点発表者)」とあるので、恐らく教部省編輯課官員ら複数名による作業であつたことが窺へ、本資料が当時同僚であつた小中村清矩の關係資料に綴ぢられてゐたことも頷ける。

『三條演義』の原案が「三則演義」で、それを略したもののが「三則略説」であらう。次に、ほぼ同様の文面ではあるが、①「三則演義」と②「三則略説」、③「三條演義」から「愛国」に關する部分を引いて置く。

①凡ソ天下ノ民ハ各其土ニ依テ生ヲ託シ命ヲ保ヘキ道ノ具ル所ハ天神ノ人ヲ愛シ生ヲ好ムノ至誠ニシテ造物ノ神化ニ非ハ無シ故二人ノ生ヲ好ミ身ヲ愛スルハ固ヨリ人情ノ誠ナレバ各其国ヲ愛シテ生ヲ厚スルノ道ヲスハ獨一己ノ私ニ非ナリ夫国ノ本ハ人ニシテ人ノ本ハ君ナレハ国ヲ愛スルハ君ヲ愛スル所以ナリ故ニ持統天皇ノ詔ニ尊朝愛国ノ語アリ藤原基経大臣

ノ表ニハ愛国忠謀ノ言アリ誠ニ天下ノ人民ハ各吾古来ノ祖先ヨリ職ヲ繼キ業ヲ承テ神皇ノ歴世ニ仕来レル開闢以来ノ臣子ナレハ百官士夫ヨリ億兆萬民ニ至マテ最能ク此理ヲ辨ヘテ各相生養スルノ道ヲ盡シ其君父ノ國ヲ愛シテ天地日月ト共ニ一系ノ皇統ヲ吾大君ト仰キ奉ルヘキコト天照大神ノ定給ヘキ萬古不易ノ國體也

②國ヲ愛スルハ人ノ其土ニ依テ生ヲ託スル所ニシテ固ヨリ神ノ造化ニ育スル所ナレハ各國ヲ愛シテ生ヲ厚シ用ヲ利スルハ人情ノ誠イテ本ヲ厚スル所ナリ故ニ持統天皇ノ詔ニ尊朝愛國ノ語アリ藤原基經朝臣ノ表ニハ愛國忠謀ノ言アリ誠ニ天下ノ民ハ其祖神ヨリ列聖ニ仕来レル舊臣ナレハ百官萬民各我國ヲ愛シテ永ク我天子ニ仕ル事天神ノ定給ヘル我國體ナリ敬神愛國ノ大略此ノ如シ

③愛國とは凡そ天下の民は各其土に依て生を託し命を保べき道の具る所は天神の人を愛し生を好むの至誠にして一箇も造物の神化に非るは無し故に人の生を好み身を愛するは固より人情の誠なれば各其國を愛し生を厚するの道をすは獨一己の私に非るなり夫國の本は人にして人の本は君なれば國を愛するは君を愛する所以なり故に持統天皇の詔に尊朝愛國の語あり藤原基經大臣の表には愛國忠謀の言あり誠に天下の人民は各吾祖先職業を承て神皇の歴世仕来れる開闢以来の臣子なれば百官士夫より億兆萬民に至まで最能く此理を辨へて各相生養するの道を盡し其君父の國を愛して天地日月と共に一系の皇統を吾大君と仰き奉るべきこと天祖大神の定給へる萬古不易の國體なる事と講明すべし

神道大教正及び諸宗大教正の名で「本省御中」として教部省に出された『三條略解』(明治五年十月)は、各教導職における解釈の最低限の共通理解を目標としたものといへるが、ここには、「敬神トハ、天祖天神ヲ始メ、凡ソ朝典

ニ列タル大小ノ神祇及ビ土地ノ氏神生土神等ヲ崇敬スルヲ謂ナリ。愛國トハ、凡ソ人トシテ君父ノ國ヲ愛スルハ天理ノ常ナレバ、各々其職ヲ尽シ報恩ヲ計ルヘキヲ謂ナリ。持統紀ニ尊朝愛國トアル是ナリ。此旨ヲ体認シテ教諭スベキナリ。」とあつた。

平田俊春は、この『三條略解』の立場をもつとも率直に受けて「敬神と愛國を別箇に解説しているもの」として先の田中頼庸『三條演義』を挙げてゐるが、先述したやうに、『三條演義』の原案である「三則演義」が明治五年六月段階で書かれてゐることから、事實は逆で、未だ教書の編輯に当たつてゐた田中頼庸ら教部省編輯課(同年十一月には教書編纂には携はらない考証課となる)官員の方針が『三條略解』に影響を与へたのであらう。

一方で平田俊春は、「敬神と愛國を結びつけてとく解説がもつとも広く行われた。」と述べて、「(イ)愛國が天皇の道であるとするものと、(ロ)愛國は神國の道であるとするもの、との二つの立場」が見られたことを指摘してゐる。即ち、大講義梅津教知の妻である訓導・奥山照子が、「神ヲ敬ヒ奉ルハ國ノ元氣ヲ養フガ如キモノ故、愛國ノ本モ此ノ敬神ヨリ起リマスル」と述べ、稲荷神社大宮司兼大講義・安江静の『説教目的』(明治七年二月)でも「愛國は彼の敬神より枝流する道」だと言ふ如く、「敬神と愛國を結びつけてとく解説」は相当数あつたといへよう。

十 教導職の「愛國」観の一端

羽賀祥二は、神話・神学との関係で説明する「神話的愛國論」と「敬神」とは距離を置く「富国強兵的爱國論」の二つの傾向があつたとしてゐる。

これらの要素を盛り込み、比較的分かり易く説いた中講義・大久保好伴の『説教大意』(明治六年七月)には、「愛國とは自國を重愛するの義なり。實に万邦に比類なき最上の御國に生育して有ば、吾神國を重愛すべきの根本を明にして神國の神國たる所以を察し、國家を富昌にし、兵力を強大にし、以て

皇威を万邦に光被せしむるを要とするべし。天下の万民厚く此処をよく心得て各分を守り、其職を尽し、国家に報ひ奉らずんば有べからず。勤むべし、励むべし。」とある。

また、枚岡神社大宮司・古川躬行『教説廿八題提要』(明治七年十月)の「愛国」の冒頭では、「夫レ吾国ハ神国也臣民各神胤ニシテ上ニ神統ノ天皇ニ奉事セリ誰カ国家ヲ敬愛保護セザラン」といふ「神国」「神胤」観と直結した「国家の敬愛保護」Ⅱ「愛国」観が述べられてゐる。

古川躬行・小田清雄(枚岡神社禰宜兼中講義)述『愛國述義』(小田氏蔵梓、明治七年六月)では、「愛国とは我本国を敬愛保護することにて此は万国ともに人民の義務」と述べるとともに、「危急存亡の秋」に当たつては、「老少男女ともに一心戮力し身命財産をも擲棄して防衛し絲毫も侮蔑せしめざるを敬愛保護すといふべきにぞ有りける。」といふ厳しさをみせるが、平田俊春はこれを、「日本伝統の報国心と自由主義の報国心とを調和したもので、『徴兵告諭』と同じ立場といえよう。」と指摘してゐる。

さらに、神宮祭主兼大教正・近衛忠房撰『神教綱領』⁽⁶⁵⁾は、「国土を愛念す。大凡我国土万物。皆 天神の生成化育する所。而して我天皇、惟神の道に従ひ、大嘗祈年の諸祭より、其他庶政悉く国を愛し、民を保つの意に在らざるなし。故に人たる者は各々皇心を奉体し、その力を窮め、その職を尽し凡百の技芸各々その術を極め、土物を繁殖して国用を供給し、以て我が天皇を奉ずれば、即ち上下一致し、国を愛するの道成る。蓋し能く神を敬ふものは必ず能く国を愛す。敬神は体なり。愛国は用なり。その実は二にして一、一にして二、豈に須臾も離るべけんや。」(原漢文)といふ「愛念国土」Ⅱ「愛国」観を記してゐる。また、これを解説した書物に豊受大神宮主典兼中講義・山口起業の『神教綱領演義』(明治七年一月)がある。

なほ、「教部権大録兼大講義」「講義」の井上頼國は、明治七年一月、「喪中ニ付代理」「妻・登羅子を亡くした」が必要であつたため、いづれも「中講義」で「社長」の平田胤雄・秋山光條とともに、次のやうな「願書」を教部省に

提出し、同年二月二十二日に「書面之趣聞届候事」とされた。⁽⁶⁶⁾

去年壬申(引用者注・明治五年)十一月蒙 御允許赤坂表三丁目十一番地牧田宗次郎所持家作之内借受追々講社取結多人數ニ相成且又今般麴町續キ紀尾井町中教院内三十番長屋拝借轉居仕候ニ付右自宅ヲ以本社卜定メ猶又別紙條約規則之通門人並篤志之者共和同心之上結社仕度右ハ教化之弘通開端ニモ相成候間速ニ 御許可奉願度更ニ此段奉願候也

この際に、書類における別紙の「神習講社條約」は、まず第一條に「御教則三條ヲ祖述憲章シ教部省御布達ハ勿論渾テ教會大意ニ照準スベキ事」とあつて、第二條に「本社神籬ニ 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神 天照大御神ヲ奉祀シテ參社スルモノ必ズ先敬拜怠ルベカラザル事」と「敬神」に關はる祭神名を記し、第八條には、「本社ノ名ヲ神習社ト号ス社中タル者此名義ニ反スルコトナク講義ノ意ヲ貫徹シ各家職ヲ勉勵シ篤ク教化誘導ニ從事シ愛國ノ忠ヲ尽スベシ若意ニ得ザル事件アラバ社中會議ノ上訂正イタスベキ事」と「愛國ノ忠」を尽くすべきことが盛り込まれてゐるのである。

そして、『修成講社方法心得大意略解』(明治七年七月)においては、「譬へバ百姓ガ農業致シ米麦ヲ沢山ニ取上レバ夫程 御国益トナリ商人ハ有用ノ品物ヲ交易スレバ世人ノ融通便利トナリテ夫程ノ 御国益トナルベシ一人一人ニテハ僅ノコトノ如ナレトモ思ヒ揃テ徒然ト致シ居ル者ナク一心不乱ニ我家業ニ励メバ一家ノ百姓ノミニテハ僅ノコトノ如クナレトモ広ク約メ集レバ大造ナル 御国益トナリ 皇國中思ヒ揃ヘバ遂ニ皇國ノ光ヲ五大洲ヘモ輝スニ至ルナリ是ゾ愛國ノ実効ト申スベキコトナリ」といふ「皇國」の「御国益」のために職業に励むべきことが海外へのアピールを含めた「愛國ノ実効」となることが主張されてゐたのである。

この点で、教導職の海外をも視野に入れた「愛國」が、必ずしも「富国强兵」のうちの「兵力」を強調するやうな勇ましいものではなく、時にはそのやうな向きに釘を指す、次のやうな言説もあつたことは興味深い。まづ、これは仏教者(浄土宗の学僧)のものであるが、権少教正・萩園雷

雨の『三条大意』(明治十年七月)は、「又人多ク富国強兵ヲ以テ愛国ヲ説ク。夫レ富国強兵者、本ト太平ニ乱ヲ忘レサル備ヘナリ。本ヲ立テ、徳ニ入ラシムルノ教ヘニ非ス。況ヤ兵ハ凶器、已ムヲ得ザル事ナル乎。意フニコレ等ノ説ハ、未タ三条ノ大義ヲ知ラサルノ致ス所ノミ。」と「富国強兵」を口実にして正当化する「愛国」観を戒めてゐるのである。

また、国学者の権少教正・堀秀成は、「愛国」(明治十三年十月)と題する説教において、冒頭で「造化神」によつて万物が授けられたことと述べてから、「其故に万物は人々の為に神様の基本を授け給ひ、人は其を受けて、其末を補ひ足らしめて、世の中の用に充て国を富すより外に、人の務はないでござる。故に此世の中には、無用物と云ふものは一も無き筈なれども、人の怠りよりして、有用物の何時となく、無用物になる事があるに依て、人は深く注意して、一度無用物になりたるものを、再び有用物に復さむと、励み務むるが国に対する人民の義務といふものでござる。」とした上で、「唯我国は神孫じや、皇統一系の国じやと、系図自慢をしても、国に無用物多くして、国は衰へ、民は貧困に落入らば、万国に比類なき御系図の光も耀かず、外国に輕蔑せられて、只己が国にて、肩を怒らし、肱を張て喋々と国体論を為も、何の詮もなき事でござる。」と苦言を呈し、「我々は決して国体くゝとやかましく、国体をのみ説く職掌ではない。此国体を万世に維持する心得方を、各々に対して説諭する職でござる。」と教導職の務めを明快に説いてゐる。

堀秀成は、元來說教に慣れた僧侶・仏教者から大幅に遅れを取つてゐた神職や国学者の中では例外的に説教に長けた人物であり、『説教体裁論』といふ説教のためのハウ・ツー本まで書いてゐることから、これまでも教育史学の方面から注目されてゐた。⁽²³⁾ そのやうな堀の「愛国」論が、「世に無用の人とならぬ様に、心懸て、我皇国三千五百万の人民、同心協力したらむには、皇統一系の御国体も、名実実相適ひて万国に誇るべき国となるでござる。唯手を拍て神様を拜むばかりが敬神でも無く、喋々と国自慢をするが愛国でもござらぬ」といふ抑制の効いた、決して排外的では無い「自主独立」のナシヨ

ナリズムであつたことは、本稿では全く検討の埒外にしてしまつたが、具体的な説教の場での影響力のことも考へるならば、明記しておくべき事柄ではなからうか。

十一 皇典講究所・松野勇雄の「愛国」観

ここで、羽賀祥二が明治二十一年五月設立の明治会⁽²⁴⁾に触れたやうに、本稿においても明治二十年代の「愛国」論への展望だけは聊か示しておきたい。皇典講究所(國學院の経営母体)卒業生から成る団体の水穂會が発行し、事實上、皇典講究所関係者による雑誌出版活動の嚆矢である『日本文學』第一(明治二十一年八月二十五日)の「日本文學發行の趣旨」⁽²⁵⁾には、次のやうに記されてゐる。

人の性質本位を人柄と謂ひ、国の性質本位を国柄と謂ふ。人柄の如何を知らんと欲せば、其の人の経歴態度に就て之を觀るべく、国柄の如何を知らんと思はば、其の国の文學を以て之を徴すべし。今本題に日本文學と称するものは、本邦現行の文學を泛称するに非ずして、本邦固有の文學即国柄の如何を徴証すべきものを謂ふなり。(中略)我が國民として、国柄を詳にし以て愛国の思想を發達せしめ、自主自重の氣風を養成し、国力を充實せしめんとするにあり。凡愛国の情は、国柄を知らざれば起らざるものにして、猶人を愛するものは、能く其人の性質本意を知り、花を愛するものは、能く其花の性質品位を知れるが如し。是真に愛するなり。

ここには、明治二十年代初めにおけるナシヨナリズムの發露が確かに見られる。それは、人と国の「性質品位」(人柄と国柄)を「其の国の文學」、つまり即ち日本の各種古典から徴して知ることによつて「自主自重の氣風」を養成し、「愛国の思想」を發揮するといふ、「個」と「国」のどちらか一方のみに陥らない「近代国学」の志が垣間見える。それはまた、「国体講明」、「徳

性涵養」に重きを置き、「人生ノ本分」を尽すべきといふ研究・教育の趣旨を示した、明治十五年十一月四日の皇典講究所開鑒式における総裁・有栖川宮幟仁親王の告諭、つまり皇典講究所の「建学の精神」と同様のものであった。これを書いたのは、「教学分離」によつて、明治十五年に創立された皇典講究所の「創建係」となり、まさに「縁の下の力持ち」として、極めて重要な役割を果たした国学者の松野勇雄であるが、松野は、これ以前に大教院や神道事務局の編輯課、生徒寮などに務め、その時期に『名教集語』を著してゐる。

三矢重松『松野勇雄先生』⁽⁷⁶⁾には、「名教集語五卷。第一卷を敬神篇とし、尊幽畏天と恭虔奉事とを特説す。第二卷を愛国篇とし、死生報国と助世済民との二条を分つ。(中略)而して各篇に発題及総論の節あり。記紀・国史諸書に亘りて名教に資すべき金言玉句を集めて之に論釈を加へたる者、卷一は更に十九章を分かつてり。」とあるが、実際には、卷一のみが財団法人無窮会の神習文庫に所蔵されてゐる限りで、残念なことに、松野勇雄の教導職時代の「愛国」観を窺ふことはできない。ただ、松野勇雄の皇典講究所・國學院における国学教育への情熱、さらには皇典講究所における精力的な研究発信、特に講演・出版活動を思ふならば、その〈前史〉としての教導職時代の経歴は、やはり決して無視出来ないであらう。

皇典講究所・國學院(國學院大學)といふ国学的研究・教育機関は、近世以来の「国学」の系譜を引きつつも、その「宗教性」はあへて後景化させ、考証を武器に国家・社会に寄与するための総合的日本文化学として近代的展開を見せた国学、筆者の言葉でいふならば「近代国学」として存在してきたのであり、一貫して天皇と神道を中核とする日本の国柄の講究に努めるとともに、多岐に互るあらゆる日本の伝統・文化の起源・来歴を明らかにし、その成果を、「国学者」としての神職や教員の育成、さらには一般の普通教育、社会教育の現場を念頭に置いた、神祇・古典・国語国文・国史・国法などの教育に活かすとともに、広く社会に発信・還元することを行つてきた。⁽⁷⁷⁾今後、

その基盤となる精神が、すでに「大教宣布運動」時代に培はれてゐたのかどうか、を追究することが課題となるであらう。

十二 むすび

ここまで、「大教宣布運動」における説教テキストの内容の変遷について概観した上で、神道人・国学者の教導職を中心に、その「敬神愛国」観、特に「愛国」の語の捉へ方に注目し、筆者が重要だと判断したものに限り紹介・提示してきたが、相当に雑駁かつ羅列的との誇りは免れないだらう。また、本稿では、三条教則の「敬神愛国」に対する解説と十一兼題の「愛国之説」に対する解説とを同じ組上で取り扱つたが、この二つは確りと区分してそれぞれ別に検討すべきとの意見もあらうかと思はれる。さらには、「大教宣布運動」における綱目の変遷や、教導職が作成した説教テキストの内容の紹介のみに留まり、実際の説教活動の現場に関する具体的な考察が無く、また、第二節で提示した「教導職とナショナリズム」の問題について、何ら明快な方向性を導き出せてゐない、などの様々な批判を受けることが予想される。

無論、これらの不備は十分に自覚してゐるところであるが、残念ながら、今のところは、この程度の素描しか描くことができない。但し、第三節で引用した羽賀論文による指摘や結論部分の中にあつた「国民道德としての敬神・尊王・愛国」や「神道、仏教、儒教を総動員するための国家教法として打ち出された三条教則」については、今後、別の視角から再検討すべきと考へる。近代における「宗教」と「道德」といふ言葉・概念と、「神道」や「敬神」との関わりについて、もう一度虚心坦懐に見直して見る必要があるのではないか。例へば、本稿で指摘した明治初期の段階における神祇行政・国民教化運動のキーパーソンである江藤新平の「道学」や、同じく重要人物であつた国学者・門脇重綏のいふ「国法」としての三条教則、といふ考へ方は、宗教／道德、宗教／国法、の二分法では到底括れない領域が想定されてゐたと見

るほかない。

また、宣教使時代には無かつた「愛国」概念が、寺院省設置建議における「国家ヲ保護シ忠愛ノ心ヲ存スヘキ事」の組み込みによつて、新たに真宗を軸とする仏教勢力の国民教化参入の方針を決定する際に導入された、全く新しい綱目であつたことは改めて強調して置かなければならない。従前指摘されてきた仏教者にとつての「敬神」観といふ視角のみならず、これからの研究においては、神道人・国学者と仏教者・僧侶それぞれの教導職の「愛国」観の共通性と差異について、精緻な検討をすることが必要不可欠の課題になると思はれる。

註

- (1) 三矢重松『松野勇雄先生』(皇典講究所内松野大人三十年祭典会、大正十一年)、『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)、阪本健一『明治神道史の研究』(国書刊行会、昭和五十八年)第五部第四章「皇典講究所の創立と当時の思想界」、國學院大學八十五年史編纂委員会『國學院大學八十五年史』(國學院大學、昭和四十五年)、國學院大學校史資料課『國學院大學百年史』上巻(学校法人國學院大學、平成六年)等を参照。
- (2) 皇典講究所創立の展開については、拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)で多少検討し、「大教宣布運動」の反省に基づく神道家・国学者の「変容面」に着目したことがある。逆に本稿では、「敬神愛国」といふ観点から「継続面」に注目しつつ簡単なスケッチを行ひたいと考へてゐる。
- (3) 拙稿「國學院大學の学術資産としての大教宣布関係資料の一面―常世長胤関係資料の解説と『宗源教大意』の翻刻―」(國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の学術資産を中心に―』弘文堂、平成二十一年)。
- (4) 「河野博士記念室」の所蔵資料の詳細については、國學院大學日本文化研究所編『河野省三博士記念文庫目録』(錦正社、平成五年)を参照。
- (5) 戸浪裕之「田中頼庸の神道観―『三条演義』(河野博士記念室所蔵)を中心に―」(國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要一、平成二十一年)、宮本營士「八田知紀『神典疑問辨』(翻刻)―「天御中主神」重視の言説―」、戸浪裕之「田中知邦の神道観―『示蒙教導三条略弁』を中心に―」(いづれも『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』三、平成二十一年に所収)、宮本營士「八田知紀の尊皇思想と学問観」、戸浪裕之「神道事務局研究序説―その設立当初の制度と生徒寮をめぐる―」(いづれも、國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の学術資産を中心に―』弘文堂、平成二十一年に所収)。
- (6) 三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上・下巻(明治聖徳記念学会発行、錦正社発売、平成十九年)。
- (7) 坂口茂「近代日本の愛国思想教育(上巻)」「ストーク、一九九九年」。
- (8) 嘉戸一将「忠君」と「愛国」―明治憲法体制における「明治の精神」―(鈴木徳男・嘉戸一将編『明治国家の精神史的研究―「明治の精神」をめぐる―』以文社、二〇〇八年)。
- (9) 谷川稜『明治前期の教育・教化・仏教』(思文閣出版、平成二十年)「序章」一八頁、「終章」三三七頁。
- (10) 牧原憲夫「客分と国民のあいだ―近代民衆の政治意識―」(吉川弘文館、一九九八年)一五二頁。
- (11) 山室信一「近代日本の知と政治―井上毅から大衆演芸まで―」(木鐸社、一九八五年)「近代日本における国民国家形成の諸相―ナショナリズムの学と大衆演芸―」一五八頁。
- (12) 大原康男「国学者にみる(国体)概念の理解―「政治への関心」という視点から―」(國學院大學日本文化研究所創立百周年記念論文編集委員会編『維新前後に於ける國學の諸問題』國學院大學日本文化研究所、昭和五十八年)、奥田晴樹「立憲政体成立史の研究」(岩田書院、二〇〇四年)を参照。
- (13) 前掲、三宅守常編『三条教則衍義書資料集』下巻、一〇六一頁。
- (14) 大林正昭「教導職の説教における「敬神」の構造」(『広島大学教育学部紀要第一部』二八、一九七九年)。
- (15) 三宅守常「仏教系「三条教則」衍義書考」『大倉山論集』四七、平成十三年)。
- (16) 河野省三「國體觀念の史的研究」(電通出版部、第四版、昭和十八年)、二八三頁。
- (17) 平田俊春「明治維新と愛国心(下)」(『防衛大学校紀要』第二十輯、昭和四十五年)、二四―二五頁。
- (18) 羽賀祥二「明治前期における愛国思想の形成」(飛鳥井雅道編『国民文化の形成』筑摩書房、一九八四年)、後、「明治維新と宗教」(筑摩書房、一九九四年)に第八章「敬神」と「愛国」の思想」として収録。
- (19) 河野省三「明治初年の教化運動」(國學院大學紀要一、昭和七年)。
- (20) 前掲、羽賀祥二「明治維新と宗教」二八六頁。
- (21) 前掲、羽賀祥二「明治維新と宗教」三一二頁。
- (22) 阪本是丸「明治維新と国学者」第三章(大明堂、平成五年)「明治初年における国民教導と国学者」。
- (23) 家近良樹「浦上キリシタン流配事件―キリスト教解禁への道―」(吉川弘文館、

一九九八年)、中村聡「国学者における教化思想の諸相―浦上キリシタン問題と「教」の可能性―」(阪本是丸編「国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―」弘文堂、平成十八年)などを参照した。

(24) なほ、大國隆正(内国事務局権判事→神祇事務局権判事→宣教使御用掛)は、その著作『存念書』(極意存念書)慶應四年三月、宮内庁書陵部所蔵「勤斎公奉務要書残編」一に所収、安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系5 宗教と国家』岩波書店、一九八八年に収録)に拠れば、「日本四流ノ神道」(家伝流・本居流・平田流・億説流)を批判した上で、キリスト教対策として、「聖行神道」(記紀二典のみならず漢洋の学に通じた学者の教法)と「易行神道」(聖行神道の一つだが、「愚夫愚婦」向けの教化法)を立て、「教諭士」によつて内外の教化に当らしめよとの説を持つてゐた。

(25) 前掲、阪本是丸『明治維新と国学者』第三章「明治初年における国民教導と国学者」。

(26) 純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編集『耶蘇教ニ関スル書類』(純心女子短期大学、一九九一年)一一七頁。

(27) 前掲、中村聡「国学者における教化思想の諸相―浦上キリシタン問題と「教」の可能性―」一三二頁。

(28) 宣教使の展開については、藤井貞文「宣教使の研究(上)(下)」(『國學院雑誌』四九一五、六、昭和十八年)、前掲、阪本是丸『明治維新と国学者』第三章「明治初年における国民教導と国学者」などを参照。

(29) 國學院大學図書館所蔵「神教要旨」。小野祖教編『神道思想名著集成(試刷)中巻 国学者の神道観』(國學院大學日本文化研究所第三研究室、昭和四十七年)四六九、四七〇頁。小野祖教「神道教学の諸問題」(『明治維新神道百年史(第五巻)』(神道文化会、昭和四十一年)を参照。

(30) 『広沢真臣日記』(日本史籍協会、昭和六年)四九二、四九三頁。

(31) 前掲、羽賀祥二「明治維新と宗教」第四章「神道国教制の形成」。

(32) 國學院大學図書館所蔵「田中知邦手記及雑記」。

(33) 『島地黙雷全集』一(本願寺出版協会、一九七三年)「宣教ノ官ニ換ルニ総シテ教義ヲ督スルノ官ヲ以テシ僧侶ヲ督正シテ布教ノ任ニ充テテ外教ヲ防カシメ玉ハンコトヲ請建言」。

(34) 『岩倉具視関係文書』第八(日本史籍協会、昭和十年)「異宗防御ニ付見込」。

(35) 前掲、羽賀祥二「明治維新と宗教」二八九頁。

(36) 阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六十二年)三三頁。

(37) 国立公文書館所蔵「公文録」明治四年・第百三十二巻・辛未・左院伺「邪宗浸入扞防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等ノ儀建言」。

(38) 阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、一九九四年)第五章「教部省の設置と政教問題」、三宅守常「明治初年にみる仏教と神道の関係」(『日本佛教学会年報』五二、昭和六十二年)。

(39) 前掲、平田俊春「明治維新と愛国心(下)」、前掲、羽賀祥二「明治維新と宗教」第八章「敬神」と「愛国」の思想」。

(40) 前掲、平田俊春「明治維新と愛国心(下)」。

(41) 国立公文書館所蔵「公文録」明治四年・第百二十三巻・辛未八月・壬申三月・神祇省伺「教部省設置等ノ儀ニ付左院建議」。

(42) 佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」(マイクロフィルム版、北泉社、平成元年)所収「教部云々之議」を引いた狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」(福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、平成五年)参照。

(43) 前掲、狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」を参照。

(44) 「覚」(島善高・星原大輔「江藤新平」江藤新平文書「早稲田社会科学総合研究」五一三、二〇〇五年)。また、江藤新平の「道学」(藝学)に関しては、大間敏行「江藤新平の教育構想―「道芸」二学ヲ開ク」の展開と帰結―」(『日本の教育史学』四九、二〇〇六年)、島善高「律令制から立憲制へ―江藤新平の場合―」(『法史学研究会会報』一三、二〇〇八年)を参照。

(45) 国立公文書館所蔵「公文録」明治五年・第五十三巻・壬申三月・六月・教部省伺(三月・四月・五月・六月)「教導職制同教諭案文同附布告伺」。

(46) 高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」(『ヒストリア』一〇四、一九八四年)、前掲、羽賀祥二「明治維新と宗教」第八章「敬神」と「愛国」の思想」。

(47) 前掲、阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」。

(48) 小川原正道「大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折―」(慶應義塾大学出版会、二〇〇四年)を参照。

(49) 東京大学附属総合図書館所蔵「陽春蘆菟集録」式、所収「教部要説」。

(50) 高橋陽一「大教院の教化基準」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊五、平成三年)、前掲、拙著「近代国学の研究」第三章「明治初年における神社行政と国学者の考証―教部省考証課を中心に―」を参照。

(51) 安丸良夫「神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―」(岩波新書、一九七九年)二〇八、二〇九頁。

(52) 「十一兼題」(『教林雜誌』第一輯、明治七年)。なほ、次に「十一兼題」と「十七兼題」の内容を列挙して置く。「十一兼題」①「神恩皇恩の説」②「人魂不死の説」③「天神造化の説」④「顕幽分界の説」⑤「愛国の説」⑥「神祭の説」⑦「鎮魂の説」⑧「君臣の説」⑨「父子の説」⑩「夫婦の説」⑪「大祓の説」。「十七兼題」①「皇国国体説」②「道不可変説」③「制可隨時説」④「皇政一新説」

- ⑤「人異禽獸説」⑥「不可不学説」⑦「不可不教説」⑧「万国交際説」⑨「国法民法説」⑩「律法沿革説」⑪「租税賦役説」⑫「富国強兵説」⑬「産物製物説」⑭「文明開化説」⑮「政体各種説」⑯「役心役形説」⑰「權利義務説」。
- (53) 田中頼庸『三條演義』(明治六年)。前掲、『三條教則衍義書資料集』上巻、一三四—一四一頁。
- (54) 前掲、戸浪裕之「田中頼庸の神道観」『三條演義』(河野博士記念室所蔵)を中心に。
- (55) 東京大学附属総合図書館所蔵『陽春蘆菟集録』巻、所収「三則演義」「三則略説」。
- (56) 『三條略解』(明治五年)。前掲、『三條教則衍義書資料集』上巻、四三頁。
- (57) 国立国会図書館所蔵「杜寺取調類纂」一四五、東京大学附属総合図書館所蔵『陽春蘆菟集録』参を参照。
- (58) 前掲、平田俊春「明治維新と愛国心(下)」。
- (59) 奥山照子「御教則第一条ノ旨ヲ演説ニ及ビマスル」『教院講録』第五号、明治六年九月。前掲、『三條教則衍義書資料集』下巻、九六八頁。
- (60) 安江静「説教目的」(明治七年)。前掲、『三條教則衍義書資料集』上巻、四二一—四三〇頁。
- (61) 前掲、羽賀祥二「明治維新と宗教」第八章「敬神」と「愛国」の思想。
- (62) 大久保好伴「説教大意」(明治六年)。前掲、『三條教則衍義書資料集』上巻、一九七—二〇二頁。
- (63) 『教説廿八題提要』(堺県中教院蔵版、明治七年)。
- (64) 古川躬行・小田清雄述「愛國述義」(小田氏蔵梓、明治七年)。
- (65) 前掲、平田俊春「明治維新と愛国心(下)」。
- (66) 近衛忠房撰『神教綱領』(神宮教院蔵版、明治六年)。
- (67) 山口起業「神教綱領演義」(神宮教院蔵版、明治七年)。
- (68) 國學院大學所蔵『井上氏旧蔵資料』願書・神習講社條約。
- (69) 新田先生門人修成講社社長等述『修成講社方法心得大意略解』(修成講社蔵版、明治七年)。
- (70) 萩園雷雨「三條大意」(明治十年)。前掲、『三條教則衍義書資料集』下巻、八七二—八七五頁。
- (71) 堀秀成「愛国」(「本教講録」第一輯、明治十三年)。前掲、『三條教則衍義書資料集』一〇四—一〇四三頁。
- (72) 堀秀成「説教体裁論」(教義新聞本局 正心堂増梓、明治六年)。
- (73) 野地潤家「堀秀成の説教論について」話しこば教育史研究——『国文学攷』二三、昭和三十五年)、高橋陽一『道德教育講義』(武蔵野美術大学出版局、二〇〇三年)を参照。
- (74) 明治会は、後年の明治二十七年に皇典講究所長となる佐佐木高行が中心になって設立された。そのためかどうかは分からないが、管見では、現在、その機関誌『明治会叢誌』が全冊揃つてゐるのは國學院大學図書館だけのやうである。
- (75) 「日本文學發行の趣旨」(「日本文學」第一、明治二十一年八月二十五日)。
- (76) 三矢重松「松野勇雄先生」(松野大人三十年祭典会、大正十一年)三三、三四頁。
- (77) 財団法人無窮会専門図書館神習文庫所蔵『名教集語』巻之一。
- (78) 阪本是丸「皇典講究所関係出版物に関する一考察」(國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道—國學院大學の學術資産を中心に—』弘文堂、平成二十一年)。また、拙稿「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」(「國學院大學研究開発推進センター研究紀要」第二号、平成二十年)、同「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動—『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録解題—」(「國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要」第一号、平成二十一年)、同「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(「國學院大學 校史・學術資産研究」第一号、平成二十一年)を参照。